

和光市長寿あんしんプラン (令和3年度～5年度)

第8期介護保険事業計画における 保険料設定の内容

和光市における第1期から第7期の 第1号保険料基準月額

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
	2,331円	2,848円	3,624円	3,605円	4,150円	4,228円	4,598円
前期との差額		+517円	+776円	-19円	+545円	+78円	+370円

保険料の上昇要因と減少要因

• 上昇要因

- ▶ 後期高齢者人口増加に伴う要介護認定者数自然増
- ▶ 高齢化進行による現要介護認定者の介護度悪化
- ▶ 介護報酬の地域区分の改定（5級地→4級地）
- ▶ 介護報酬改定（+0.7%）
- ▶ 地域包括支援センター運営費の費用負担の変更（一般会計繰入金△100,000千円）

• 減少要因

- ▶ 介護予防等による要介護度の改善・維持及び一般高齢者の身体・生活機能の低下防止
- ▶ 地域包括ケアシステムによる居宅介護サービス（地域密着サービス含む）の推進によるサービス費の適性化
- ▶ 上記を踏まえた基金の充当

※保険料設定の基本的なこととして、3年間計画期間における要介護認定者数の推計等からの確な事業量を算出し、過大見積もりや過小見積もりにならない保険料設定にすることが大原則である。

和光市の第8期保険料

第7期

第8期

- 基準月額 4,598円 ⇒ 5,507円 (+909円)

内訳

法定負担分	4,822円
市町村特別給付分	307円
地域包括支援センター運営費分	378円

法定負担分内訳

5級地(10%)→4級地(12%)への変更分	80円
介護報酬改定(+0.7%)	28円

第7期：第8期保険料比較

		基準額 4,598				基準額 5,507				軽減措置後			対前期	
所得段階	所得基準	第7期				第8期				保険料率	保険料年額 (円)	保険料月額 (円)	一人当たり 年額差 (円)	一人当たり 月額差 (円)
		保険料率	保険料年額 (円)	保険料月額 (円)	H30 被保険者数 (人)	保険料率	保険料年額 (円)	保険料月額 (円)	R3推計 被保険者数 (人)					
第1段階	・非課税世帯＋老齢福祉年金受給者 ・生活保護の受給者等	0.30	16,540	1,378	2,440	0.50	33,040	2,753	2,432	0.3	19,824	1,652	3,284	274
	非課税世帯で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下													
第2段階	非課税世帯で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下	0.50	27,580	2,298	736	0.75	49,560	4,130	939	0.5	33,040	2,753	5,460	455
第3段階	非課税世帯で課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以上	0.70	38,620	3,218	850	0.75	49,560	4,130	1,033	0.7	46,256	3,855	7,636	637
第4段階	世帯員に課税者がいて本人非課税で課税年金収入額＋合計所得が80万円以下	0.90	49,650	4,138	2,390	0.90	59,472	4,956	1,996				9,822	818
第5段階	世帯員に課税者がいて本人非課税で課税年金収入額＋合計所得が80万円を超える	1.00	55,170	4,598	1,459	1.00	66,080	5,507	1,747				10,910	909
第6段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が120万円未満	1.25	68,970	5,748	1,639	1.25	82,600	6,883	1,822				13,630	1,135
第7段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が120万円以上190万円未満	1.40	77,240	6,437	1,859	1.40	92,512	7,709	2,321				15,272	1,272
第8段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.65	91,040	7,587	1,431	1.65	109,032	9,086	1,298				17,992	1,499
第9段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が290万円以上500万円未満	1.90	104,830	8,736	981	1.90	125,552	10,463	828				20,722	1,727
第10段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が500万円以上800万円未満	2.15	118,630	9,886	324	2.15	142,072	11,839	340				23,442	1,953
第11段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が800万円以上1000万円未満	2.40	132,420	11,035	105	2.40	158,592	13,216	89				26,172	2,181
第12段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が1000万円以上1500万円未満	2.70	148,980	12,415	124	2.70	178,416	14,868	132				29,436	2,453
第13段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が1500万円以上	3.00	165,520	13,793	212	3.00	198,240	16,520	220				32,720	2,727
全 体					14,550					15,197				



和光市介護保険料基準額算定フロー

① 総給付費
居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスにおいて、利用率、制度改正による影響等を勘案して算出した給付費を合計したものが総給付費となります。

総給付費			
令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
3,398,088	3,549,418	3,699,407	10,646,913

単位:千円

② 標準給付費見込額
総給付費に特定入所介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えたものが標準給付費見込額となります。

標準給付費見込額			
令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
3,584,882	3,737,837	3,896,661	11,219,380

単位:千円

③ 地域支援事業費見込額
事業開始年度の前年度の予防給付と介護予防事業の総額に75歳以上高齢者の直近3カ年平均伸び率を乗じたものが介護予防日常生活支援総合事業の上限額、包括的支援事業・任意事業においては、既存事業は前年度上限額に高齢者数の伸びを乗じたもの、新しい包括的支援事業は国が定める「標準額」を基本として計上。

地域支援事業費見込額			
令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
203,745	206,081	209,480	619,306
介護予防・日常生活支援総合事業			508,022
包括的支援事業・任意事業			111,284

単位:千円

④ 第1号被保険者負担相当額

②の標準給付費見込額合計と③の地域支援事業費見込額合計とを合計した額にそれぞれ負担割合を乗じたものが負担額となります。調整交付金相当額の5%、県が居宅給付費の13.00%、施設給付費の17.5%となっておりです。市、第1号被保険者、第2号被保険者については、居宅給付費、施設給付費ともに、それぞれ12.5%、23.0%、27.0%となっています。調整交付金見込み額については、高齢者割合、要介護認定率が全国標準と比較して低いいため、1.41%となっています。なお、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者の負担はありません。

財源負担の内訳			
国の負担	居宅給付費 施設等給付費	200.0% 150.0%	2,432,445
県の負担	居宅給付費 施設等給付費	12.5% 17.5%	1,496,947
和光市の負担	施設等給付費	12.5%	1,496,787
第1号被保険者の負担		23.0%	2,974,176
第2号被保険者の負担		27.0%	3,166,398
調整交付金相当額(国)		5.0%	582,471
調整交付金見込額(国)		1.41%	190,236
準備基金取崩額		77%	100,000

単位:千円
注:各負担額には地域支援事業費を含む。

⑤ 市町村特別給付費等

市町村特別給付事業は、第1号被保険者に75%を賦課し、残りの25%を一般会社に求めるものです。市町村特別給付事業事業として、食の自立・栄養改善サービス、紙おむつ等購入費助成、地域送迎サービス費助成があります。

市町村特別給付費等	195,000
-----------	---------

単位:千円

- ・食の自立・栄養改善サービス
- ・紙おむつ等購入費助成
- ・地域送迎サービス費助成

⑥ 保険料収納必要額と保険料の基準年額

④の第1号被保険者負担額と調整交付金相当額の合計から調整交付金見込額を引いたものに⑤の市町村特別給付費等を加えたものが保険料収納必要額となります。この保険料収納必要額を予定保険料収納率で割ったものが保険段階別加入割合補正後被保険者数で割ったものが保険料基準年額となります。さらに、これを12で割ったものが保険料基準月額となります。

保険料収納必要額	3,461,411
----------	-----------

単位:千円

予定保険料収納率	99.1%
予定保険料収納率を加味した保険料収納必要額	3,492,846

単位:千円

所得段階別加入割合補正後被保険者数	52,852人
-------------------	---------

保険料の基準年額	66,080
----------	--------

単位:円

保険料の基準月額	5,507
----------	-------

単位:円

⑦ 所得段階別の第1号被保険者分布と保険料月額

被保険者数	構成比
第1段階	16.0%
第2段階	6.2%
第3段階	6.8%
第4段階	13.1%
第5段階	11.5%
第6段階	12.0%
第7段階	15.3%
第8段階	8.5%
第9段階	5.4%
第10段階	2.2%
第11段階	0.6%
第12段階	0.9%
第13段階	1.5%
計	100.0%

所得段階	保険料率	保険料
第1段階	0.30	1,652円
第2段階	0.50	2,754円
第3段階	0.70	3,193円
第4段階	0.90	4,956円
第5段階	1.00	5,507円
第6段階	1.25	6,884円
第7段階	1.40	7,710円
第8段階	1.65	7,527円
第9段階	1.90	10,463円
第10段階	2.15	9,808円
第11段階	2.40	10,949円
第12段階	2.70	12,317円
第13段階	3.00	13,686円

※被保険者数は、令和3年度から令和5年度の平均を使用
注:①~⑦の数値については、端数処理等の関係で実際の計算数値とは異なる場合があります。